

長距離走路

1. 利用時間と利用区分

- ① 利用時間は、午前9時から午後5時までとします。
- ② 利用区分は、次のとおりとします。
 - (ア) 終日利用：午前9時から午後9時まで
 - (イ) 午前利用：午前9時から正午まで
 - (ウ) 午後利用：午前1時から午後5時まで
- ③ 利用時間には、大会開催時間、準備、清掃及び片付け等に要するすべての時間を含みます。
- ④ 利用時間が超過する場合は、競技場職員まで申し出すること。
- ⑤ 実際の利用時間が短時間でも、利用区分の午前・午後にわたって使用する場合は、終日の区分とします。

2. 利用料

別紙料金表参照

3. 使用許可の制限

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしません。

- ① 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設又は付属設備などを損壊するおそれがあると認められるとき。
- ③ 許可を受けた内容以外に使用すると認められるとき。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ⑤ 管理上支障があると認められるとき。
- ⑥ その他不相当と認められるとき。

4. 使用許可の取り消しについて

使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがあります。

- ① 大阪市公園条例、大阪市公園条例規則、及びこの利用について違反し、又は競技場職員の指示に従わないとき。
- ② 3. の事由が発生したとき。

5. 転貸しの禁止

利用者は、その権利を譲渡し、又は、他人に利用させてはいけない。

6. 長距離走路利用上の注意事項

歩道部分の使用は、他の公園利用者の迷惑となり、また、トラブルの原因ともなりますので、特別の事由がない限り絶対に走らないでください。

7. 競技用具の貸出

- ① 貸出用器具類が破損若しくは紛失した場合、同一規格品（競技場職員の指定）を現品で返納してください。
- ② 貸出用器具類の運搬配置及び返却は、利用者側で責任をもって行ってください。

8. 利用者責任

利用中に生じた事故については、すべて利用者側で責任を持って行ってください。

なお、盗難、紛失、忘れ物等には、特に注意してください。

9. 原状回復

- ① 使用後は、直ちに清掃、片付けにかかり、必ず走路を現状に回復してください。
- ② 長距離走路の使用により生じたごみは、清掃後、所定の場所にまとめてもちかえってください。走路やその他の場所に放置したり、焼却しないように注意してください。
- ③ 原状回復後、直ちに競技場職員に連絡し、検査を受けてください。

10. 使用の打合せ

- ① 大会の原案作成次第、責任者（学校園の場合は担当の先生）が出席し、競技場職員と打合せを行ってください。
- ② 会場設営、用器具の準備等の細部についての打合わせは、利用日の2週間前にまでに、完了してください。

11. その他

- ① テント類の設営を行う場合は、南部方面公園事務所に占有許可申請を行ってください。
- ② 立て札、ポスター、張り紙等を行う場合は、競技場職員の許可を得てください。
- ③ 売店などの設置、物品などの販売は、競技場の許可なくできません。
- ④ 先導者、ならびに荷物搬入等で、公園内に車両が入る場合は必ず徐行運転し、搬入後は速やかに駐車場に入れてください。
- ⑤ 緊急車両が必要な場合は、必ず競技場職員まで連絡してください。